I 平成30年度及び令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位:件)

| | 監査結果 | 措置済 | 今回措置を | 未措置 |
|----------|------|-----|-------|-------|
| 区分 | | | 講じたもの | |
| | A | В | С | A-B-C |
| 指摘事項 | 89 | 88 | 0 | 1 |
| 指導事項 | 99 | 99 | 0 | 0 |
| 検討事項 | 5 | 5 | 0 | 0 |
| 1 | 193 | 192 | 0 | 1 |

2 令和元年度

(単位:件)

| | 監査結果 | 措置済 | 今回措置を | 未措置 |
|------|-------------|-----|---------|-------|
| 区分 | (令和元年9月末現在) | | 講じたもの ※ | |
| | A | В | С | A-B-C |
| 指摘事項 | 41 | 8 | 11 | 22 |
| 指導事項 | 44 | 10 | 9 | 25 |
| 検討事項 | 3 | 0 | 1 | 2 |
| 計 | 88 | 18 | 21 | 49 |

※「今回措置を講じたもの」については、令和元年9月30日及び10月2日に知事等関係機関から通知が あったもの

(注)監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項:是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項:是正又は改善を求める事項

検討事項:所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本

庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

Ⅱ 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和元年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

知事直轄

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|-----|----------------------|--------------------|
| 広報課 | 時間外勤務手当等の支給事務におい | 過払となっていた3,258円について |
| | て、次の2件の不適正な事項により、 | は、直ちに手続を行い、令和元年7月 |
| | 3,258円が過払となっていたので、速や | 24日に納入されたことを確認した。 |
| | かに措置するとともに、今後は適正に | 今後は、遅出勤務など通常の勤務形 |
| | 処理されたい。 | 態と異なる職員への時間外勤務手当等 |
| | 1 遅出出勤であるにもかかわらず、 | の支給を適正に行うため、当該職員の |
| | 通常の勤務時間の終業の時刻から時 | 時間外命令簿に勤務形態を明記し、適 |

間外勤務手当の対象となる勤務時間 数の計算を行った。

2 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給しているものがあった。

正な手当支給となっているか、複数の 職員で確認を行うことで再発防止に努 める。

危機管理部

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|-----|---------------------|-------------------|
| 防災課 | 新県庁舎危機管理フロア予備設計 | 支出事務においては、岐阜県会計規 |
| | (基本設計) 業務委託に係る支出事務に | 則等を順守し、会計書類作成時の確認 |
| | おいて、委託業務契約書に支払の期限 | を徹底するとともに、決裁時のチェッ |
| | は請求書を受理した日から30日以内の | クを強化するよう課内職員へ周知徹底 |
| | 日と規定されているところ、これを超 | した。 |
| | えて支払が行われていたので、今後は | 今後も継続的に注意喚起し、適正な |
| | 適正に処理されたい。 | 事務処理に努める。 |

環境生活部

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|--------|------------------------|-----------------------|
| 廃棄物対策課 | 公務中にノート型パソコンを損傷さ | 当該職員に対し、パソコンの取扱い |
| | せた1件の毀損事故について、前年度 | について一層の注意を払うよう指導を |
| | に指導したにもかかわらず、修繕料 | 行った。また、所属職員にパソコンの |
| | 129,600円が支払われていたので、職員 | 毀損に関する研修を実施し、毀損事故 |
| | の毀損事故防止について一層の徹底を | 防止の徹底を図った。 |
| | 図られたい。 | |
| 環境管理課 | 時間外勤務手当の支給事務におい | 支払不足であった時間外勤務手当 |
| | て、週休日に勤務し、週休日の振替を | 4,072円について令和元年8月21日に追 |
| | 行った職員に対し、その週については | 給を行った。今後は、当該事務の関係 |
| | 育児部分休業の承認が取り消されてい | 規定に関する理解をより一層深めると |
| | るにもかかわらず、部分休業をしてい | ともに、時間外勤務手当等計算支援ツ |
| | るものとして勤務時間が算定されたこ | ールの入力方法を再度確認する。ま |
| | とにより、2件4,072円が支払不足とな | た、決裁時には複数名でのチェックを |
| | っていたので、速やかに措置するとと | 徹底することで再発防止に努める。 |
| | もに、今後は適正に処理されたい。 | |
| 現代陶芸美術 | 物品の管理事務において、デスクト | 今回の指摘に関しては、使用不能の |
| 館 | ップ型パソコンなど4件(取得価格計 | パソコンを平成28年の情報企画課によ |
| | 1,087,590円)を亡失していたので、今 | る一斉回収により廃棄した際、必要な |
| | 後は物品管理の一層の徹底を図るとと | 事務処理が行われなかったと考えら |
| | もに、再発防止に努められたい。 | れ、担当学芸員と物品事務担当者、出 |
| | | 納員及び収支等命令者の連携が取れて |
| | | いなかったことが原因である。 |
| | | 現在、物品関係の全ての調書につい |

| | | ては、担当学芸員及び学芸部長も決裁 ルートに入れることとし、複数人で物 品管理事務に漏れや誤りがないかを確 認することとしている。 |
|-----|--|---|
| 博物館 | 物品の管理事務において、全自動電子乾燥保管庫など3件(取得価格計5,526,000円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。 | 平成30年度物品総点検で3件の亡失 を確認したため、岐阜県会計規則第203 条に基づく事故報告を行い、物品一覧 表から除却した。物品の貸付け・返却 、館外への持出し、及び廃棄の際に、 複数人でのチェックを徹底するととも に、職員に対し、所内会議等により物 品管理と会計手続について周知を図っ た。今後とも、物品の適正な管理を徹 底し、再発防止に努める。 |

健康福祉部

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|-------|----------------------|---------------------|
| 西濃保健所 | 公務中の1件の交通事故について、 | 事故発生直後に本人への直接指導 |
| | 修繕料198,774円が支払われていたの | と、平成30年9月18日に開催した所内 |
| | で、職員の交通事故防止について一層 | 課長係長会議でこれを議題とし注意喚 |
| | の徹底を図られたい。 | 起を図り、事故防止の徹底を図った。 |
| | | 平成30年11月13日には、公務中の交 |
| | | 通事故防止及び公用車の適切な使用を |
| | | 議題として職場研修を実施した。 |
| | | また、異動により職員が替わったこ |
| | | ともあり、令和元年5月14日に改めて |
| | | 公務中の交通事故防止及び公用車の適 |
| | | 切な使用を議題として職場研修を実施 |
| | | した。 |
| | | 交通事故の防止については、継続的 |
| | | に安全運転のための意識啓発を図るこ |
| | | とが重要と考えており、今回の指摘を |
| | | 受け、改めて全所員にメールにて、多 |
| | | 全運転を心がけ事故防止に努めるよう |
| | | 周知徹底を図るとともに、所内課長係 |
| | | 長会議においても監査結果を伝え、活 |
| | | 意喚起を図った。 |
| | | 引き続き機会を捉え、事故防止のた |
| | | めの注意喚起を図っていく。 |

商工労働部

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|---------|------------------------|------------------|
| 情報科学芸術 | 物品の管理事務において、デジタル | 今後は以下のとおり備品を管理し、 |
| 大学院大学 | 一眼レフカメラなど37件(取得価格計 | 再発防止を図ることとした。 |
| | 5,092,092円)を亡失していたので、今 | 1 管理体制 |
| | 度は物品管理の一層の徹底を図るとと | ・継続管理する物品と不要な物品を |
| | もに、再発防止に努められたい。 | 明確にする。 |
| | | ・不要な物品は遊休物品登録し、他 |
| | | 所属への管理換えや廃棄の処理を |
| | | 行う。 |
| | | ・備品の流動が少ない部屋について |
| | | 備品マップを作成し、備品の所在 |
| | | を明らかにする。 |
| | | ・プロジェクトで購入した備品等、 |
| | | 供用主任者があいまいな備品につ |
| | | いての責任者を設定する。 |
| | | ・備品の管理についてのルールを策 |
| | | 定し、全教職員に共有する。 |
| | | 2 備品の移動、廃棄 |
| | | ・備品の移動や廃棄について教員か |
| | | ら総務課に書面で申請する方式と |
| | | する。 |
| | | ・移動、廃棄、消耗品への分類換え |
| | | 申請用の様式を作成し全教職員に |
| | | 共有する。 |
| | | ・申請の際は、添付資料として写真 |
| | | データも提出させる。 |
| 曲 なん か7 | L | <u> </u> |

農政部

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|--------|--------------------|---------------------|
| 揖斐農林事務 | 岐阜県森林·林業対策事業補助金(森 | 当該指摘は、5地区(申請単位)計6 |
| 所 | 林環境保全直接支援事業)の交付事務に | 箇所の補助金申請に関して、岐阜県森 |
| | おいて、農林事務所は事業主体による | 林整備事業審査要領の解釈を誤り、現 |
| | 森林の間伐等の事業完了後、補助金の | 地審査数を申請単位数に基づく現地審 |
| | 査定を行うため、岐阜県森林整備事業 | 査必要数(3つ)とすべきところを、箇 |
| | 審査要領に基づき、審査することとな | 所数の10%以上(1つ)としたことによ |
| | っている。同審査要領によれば、一補 | るものである。 |
| | 助金申請の中に施行地のまとまり(以下 | 過去5年間(平成26~30年度)の審査 |
| | 「申請単位」という。)が複数含まれる | 状況を調べた結果、当該案件のほかに |
| | 場合には、その数に応じて同審査要領 | 現地審査箇所数が不足する案件はなか |
| | に定める数の申請単位を抽出して現地 | った。 |

審査を行わなければならないが、三つの申請単位について現地審査すべきところ、一つの申請単位についてしか現地審査を行っていなかったものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

今回の案件について、現地審査を行った1個所を除く全5箇所について、令和元年5月27日、28日の2日間で追加の現地確認(内容は、審査と同じ)を行った結果、申請どおりの内容であった。

今後は、所内において次に掲げる対 策を行い、再発防止の徹底を図ること とする。

- 1 担当者の異動等への対応も含め、 年度当初に係長が岐阜県森林整備事 業審査要領の記載事項を説明し、チ ェックリストを作成して理解度の確 認を行う。
- 2 交付申請書が提出された際に、申 請箇所及び抽出率等を記した一覧表 を作成したうえで無作為抽出を行 う。あわせて、審査員の任命に関す る所長決裁書類に添付し、担当者以 外の者も含めてチェックを行う。

県事務所

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|--------|-----------------------|-------------------|
| 東濃県事務所 | 公務中の1件の交通事故について、 | 当該職員に対し、安全運転に対する |
| | 損害賠償金として78,797円の費用負担 | 意識の徹底と再発防止について、厳し |
| | が発生し、また、修繕料149,371円が支 | く指導した。 |
| | 払われていたので、職員の交通事故防 | また、専門職、雇員を含む全職員に |
| | 止について一層の徹底を図られたい。 | 対し、職場研修や所内課長会議等にお |
| | | いて、実際に起きた悲惨な交通事故事 |
| | | 案を取り上げるなど、交通事故防止の |
| | | 徹底を図った。 |
| | | |

教育委員会

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|--------|---------------------|-------------------|
| 岐山高等学校 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務 | 本指摘事項は、国が策定した「ポリ |
| | 委託に係る契約事務において、予定価 | 塩化ビフェニル廃棄物処理計画」によ |
| | 格が100万円を超えているにもかかわら | り処理業者が特定されていることか |
| | ず、契約審査会の審査を受けることな | ら、「法令により、相手方が特定され |
| | く随意契約を行っていたので、今後は | ている」契約であると解釈を誤ったこ |
| | 適正に処理されたい | とが原因である。 |
| | | 監査後、契約審査会の審査要件につ |

いて、改めて会計職員への周知徹底を 図った。

今後は、疑義が生じた場合には主管 課や出納管理課へ照会を行うなど慎重 に対応し、適正な事務処理に努める。

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

清流の国推進部

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|--------|-------------------------|-------------------|
| 地域スポーツ | 物品の管理事務において、指定管理 | 今回の事案を受け、指定管理者に対 |
| 課 | 者が自動体外式除細動器(AED)な | し、各物品ごとの保管施設及び保管場 |
| | ど28件(取得価格計7,792,874円)を亡 | 所を掲載した「備品管理台帳」を整備 |
| | 失し、又は県に報告を行わないまま廃 | するとともに、県への報告を徹底する |
| | 棄していたものがあったので、今後は | ため施設管理担当者・物品担当者間で |
| | 指定管理者に対して適正な物品管理を | の情報共有を密にするなど、物品管理 |
| | 行うよう指導されたい。 | 体制の改善を図るよう指導した。 |
| | | また、県の物品チェック体制の見直 |
| | | しとして、指定管理者における現物実 |
| | | 査に、当課職員が立ち会い、全物品の |
| | | 現物確認を行うこととした。 |
| | | 今後も、指定管理者への指導及び県 |
| | | におけるチェックを徹底し、再発防止 |
| | | に努める。 |

危機管理部

| 已機官理部 | | |
|--------|-------------------|-------------------|
| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
| 危機管理政策 | 岐阜県全国瞬時警報システム更新業 | 廃棄した物品については、物品処分 |
| 課 | 務委託に伴う物品の管理事務におい | 等調書を作成し、物品一覧表から除却 |
| | て、不用決定の手続を行わないまま廃 | した。更新された物品については、物 |
| | 棄されており、また、物品登録が行わ | 品登録を行った。 |
| | れていなかったので、速やかに措置す | また、物品管理事務について、事案 |
| | るとともに、今後は適正に処理された | 発生の経緯及び概要を課内係長会議に |
| | い。 | おいて周知するとともに、委託契約で |
| | | あっても物品の処分及び取得を含む場 |
| | | 合は、物品の不用決定及び登録が必要 |
| | | であることを出納員、会計員及び委託 |
| | | 業務担当者にて再確認した。 |
| | | 今後、委託契約を行う際には、物品 |
| | | 処分及び取得の有無と処分及び取得が |
| | | ある場合における物品登録の状況につ |
| | | いて、複数人によるチェックを徹底 |

環境生活部

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|--------|-------------------|-------------------|
| 現代陶芸美術 | 特別観覧料の収入事務において、納 | 観覧料の後納に関する収入は、観覧 |
| 館 | 入通知書の発行が遅延しているものが | 料後納申請を受理後速やかに承認・調 |
| | あったので、今後は適正に処理された | 定を行い観覧券と納入通知書を申請者 |
| | い。 | に交付しているが、当該事案は、担当 |
| | | 者の失念により調定や納入通知書発付 |
| | | が遅延した。 |
| | | 今後は、申請書の受領書後速やかに |
| | | 事務処理を行うよう、収入担当、係 |
| | | 員、担当係長等複数人によるチェック |
| | | を徹底し、会計事務処理の遅延を防止 |
| | | する体制にした。 |

商工労働部

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|--------|------------------------|-------------------|
| 国際たくみア | 公務中の1件の交通事故について、 | 所属長から当該職員に対し、慎重な |
| カデミー | 損害賠償金として898,464円の費用負担 | 運転を心掛けるよう指導した。 |
| | が発生していた。また、公用車(評価額 | また、全職員に対し、定例会議にお |
| | 164,500円)について不用決定(修繕に要 | いて安全運転と交通事故の再発防止に |
| | する費用と取得に要する費用を比較 | 向けて、注意喚起を行った。 |
| | し、不用決定されたもの。)されていた | 今後も全職員を対象に、全国交通安 |
| | ので、職員の交通事故防止について一 | 全運動の啓発文書や交通事故防止対策 |
| | 層の徹底を図られたい。 | 重点地域の指定文書等を周知するとと |
| | | もに、定例会議においても注意喚起を |
| | | 継続することで、交通事故防止を徹底 |
| | | する。 |
| | 不用品の売払いに係る契約事務にお | 令和元年度の不用品の売払いに係る |
| | いて、収入の原因となる契約に係る決 | 契約事務については、収入の原因とな |
| | 裁書で売却予定価格を定めるべきとこ | る契約に係る決裁書で売却予定価格を |
| | ろ、これを定めることなく物品を売却 | 定めた。 |
| | していたので、今後は適正に処理され | 今後は、予定価格の記入漏れがない |
| | たい。 | よう、出納員と起案者以外の会計員が |
| | | 相互に確認するよう徹底する。 |
| | | また、岐阜県会計規則を遵守すると |
| | | ともに、疑義が生じた場合は、可茂県 |
| | | 事務所出納課へ確認するよう徹底し、 |
| | | 適正な会計処理を行う。 |
| | | |

都市建築部

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|--------|-------------------|--------------------|
| 公共建築課 | 外付けハードディスクの管理事務に | 予備監査での指摘を受け、所内職員 |
| | おいて、「USBメモリ及びその他の | に対して、外付けハードディスクを常 |
| | 外部記録媒体使用記録簿」に記載して | 時使用する場合にも、「USBメモリ及 |
| | 情報セキュリティ取扱管理者の許可を | びその他の外部記録媒体使用記録簿」 |
| | 得ることなく、職員が外付けハードデ | に記載し、情報セキュリティ取扱管理 |
| | ィスクを利用していたので、今後は適 | 者の許可を得る必要があること、情報 |
| | 正に処理されたい。 | セキュリティ基本方針等を遵守するこ |
| | | とを周知し、徹底した。 |
| | | 今後も継続して注意喚起を行い、適 |
| | | 正な事務処理に努める。 |
| 東濃建築事務 | 不用品の売払いに係る契約事務にお | 監査後直ちに所属職員に対して、不 |
| 所 | いて、収入の原因となる契約に係る決 | 用品の売払いに係る契約事務について |
| | 裁書で売却予定価格を定めるべきとこ | 注意喚起を実施した。 |
| | ろ、これを定めることなく物品を売却 | 今後は、不用品の売払いに係る契約 |
| | していたので、今後は適正に処理され | 事務について、決裁書への売却予定価 |
| | たい。 | 格の記載の徹底と、複数の職員による |
| | | 記載確認を行い、再発防止に努める。 |

教育委員会

| 教育安貝会 | | |
|--------|----------------------|-------------------|
| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
| 斐太高等学校 | スーパーグローバルハイスクール事 | 令和元年度から本事業の内容を見直 |
| | 業エンパワーメントプログラム研修委 | し、県が研修を委託する方法から、外 |
| | 託業務に係る契約事務において、当該 | 部研修への参加費用の一部を生徒に対 |
| | 研修は生徒からの徴収金と県からの委 | する交付金として支出することとして |
| | 託料を合わせて実施しているが、県の | いる。 |
| | 委託業務に係る仕様書に全体の研修内 | 今後、委託業務を締結するにあたっ |
| | 容を記載しており、県が委託業務とし | ては、仕様書内に県として委託する業 |
| | て契約する内容が明確になっていなか | 務の内容を明確に記載することを徹底 |
| | ったので、今後は適正に処理された | し、適切な事務処理に努める。 |
| | V,° | |
| 大垣特別支援 | 公務中にノート型パソコンを損傷さ | 物品は県の大切な財産であることを |
| 学校 | せた3件の毀損事故について、修繕料1 | 認識し慎重に取り扱う必要があること |
| | 58,112円が支払われていたので、職員 | を、職員会議において周知徹底した。 |
| | の毀損事故防止について一層の徹底を | 今後も職員会議、朝礼等にて定期的 |
| | 図られたい。 | に注意喚起を行い、毀損事故の再発防 |
| | | 止に努める。 |

(3) 監査結果(検討事項)に基づき講じた措置

環境生活部

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|--------|---------------------|-------------------|
| 廃棄物対策課 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務 | 今年度の契約では支払遅延防止法に |
| | 委託に係る契約事務において、廃棄物 | 則した契約書に変更し、関係機関に説 |
| | 対策課は、県の機関で業務が円滑に実 | 明した。 |
| | 施されるよう委託契約書のひな型等を | |
| | 作成し、各機関に資料提供している。 | |
| | 当該ひな型について、委託先企業が | |
| | 作成したものを基にしたため、政府契 | |
| | 約の支払遅延防止等に関する法律(以 | |
| | 下「支払遅延防止法」という。) に規定 | |
| | する支払の時期に適合していなかっ | |
| | た。 | |
| | 一部の機関において、請求書受理後 | |
| | 30日を超えて支払を行うという、支払 | |
| | 遅延防止法の趣旨からみると適当でな | |
| | い事例が認められたので、支払遅延防 | |
| | 止法に則したひな型への修正及び各機 | |
| | 関への説明について検討されたい。 | |